

新規上場申請のための四半期報告書

(第4期第1四半期)

自2019年3月1日

至2019年5月31日

ウイングアーク 1 s t 株式会社

目 次

	頁
表 紙	1
第一部 企業情報	2
第1 企業の概況	2
1 主要な経営指標等の推移	2
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	5
第3 提出会社の状況	6
1 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	6
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	14
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	14
(5) 大株主の状況	14
(6) 議決権の状況	15
2 役員の状況	15
第4 経理の状況	16
1 要約四半期連結財務諸表	17
(1) 要約四半期連結財政状態計算書	17
(2) 要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書	18
(3) 要約四半期連結持分変動計算書	20
(4) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書	22
要約四半期連結財務諸表注記	23
2 その他	30
第二部 提出会社の保証会社等の情報	31

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年2月20日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自2019年3月1日 至2019年5月31日）
【会社名】	ウイングアーク1st株式会社
【英訳名】	WingArc1st Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田中 潤
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03（5962）7400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼管理本部長 藤本 泰輔
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木三丁目2番1号
【電話番号】	03（5962）7400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員CFO兼管理本部長 藤本 泰輔

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第1四半期 連結累計期間	第4期 第1四半期 連結累計期間	第3期
会計期間	自 2018年3月1日 至 2018年5月31日	自 2019年3月1日 至 2019年5月31日	自 2018年3月1日 至 2019年2月28日
売上収益 (千円)	4,459,030	4,829,341	17,287,202
税引前四半期利益又は税引前利益 (千円)	1,458,415	1,649,461	4,738,869
親会社の所有者に帰属する四半期（当期）利益 (千円)	1,058,057	1,168,021	3,293,357
親会社の所有者に帰属する四半期（当期）包括利益 (千円)	1,118,360	1,186,348	3,459,884
親会社の所有者に帰属する持分 (千円)	18,206,232	20,439,027	19,253,401
総資産額 (千円)	55,297,200	58,382,926	54,703,801
基本的1株当たり四半期（当期）利益 (円)	33.91	37.43	105.56
希薄化後1株当たり四半期（当期）利益 (円)	-	-	-
親会社所有者帰属持分比率 (%)	32.9	35.0	35.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	60,995	1,619,591	3,337,903
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,329,735	46,807	△1,648,082
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△46,889	△176,615	△2,958,798
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 (千円)	3,403,568	4,923,620	3,437,970

- (注) 1. 当社は要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行いました。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり四半期（当期）利益を算定しております。
4. 希薄化後1株当たり四半期（当期）利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS」という。）により作成された要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生はありません。また、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の分析

当社グループは、「Empower Data, Innovate the Business, Shape the Future. 情報に価値を、企業に変革を、社会に未来を。」というビジョンを掲げており、社会に存在する様々なデータを活用することで、多くの企業にイノベーションをもたらし、その結果として、より良い社会を実現することを目指しております。

当社グループは、「データエンパワーメント事業」を単一の報告セグメントとしておりますが、提供しているソフトウェア及びサービスの性質により、企業の基幹業務を支える「帳票・文書管理ソリューション」と、様々なデータを活用し、今までにない新たな価値を生み出す「データエンパワーメントソリューション」の2つに売上収益を区分しており、「データエンパワーメントソリューション」を戦略の中核に位置付けております。

当第1四半期連結累計期間（2019年3月1日～2019年5月31日）における我が国の経済環境は、雇用や所得の改善により、個人消費は持ち直しており、企業収益は引き続き大企業を中心に高水準を維持しています。先行きについては、米中貿易摩擦や中国の景気減速の影響により、製造業を中心に設備投資や生産に関して不確実性が増しているものの、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続く見込みとなっております。

一方、当社グループが属する企業向けIT市場では、クラウド、AI、IoT等の技術的發展をベースとして、企業の競争力強化を目的としたデジタルトランスフォーメーションへの投資が一層進展しました。特にパブリッククラウドサービスは、情報システムや定型業務を中心に従来型ITからの移行が進み、また、導入済み企業においても契約ID数の拡大、より高額なプランへの移行、関連サービスの追加利用等のアップセル・クロスセルが進み、市場は大きく拡大しています。

このような環境のもと、当第1四半期連結累計期間（2019年3月1日～2019年5月31日）における売上収益は4,829百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は1,687百万円（前年同期比13.5%増）、税引前四半期利益は1,649百万円（前年同期比13.1%増）、親会社の所有者に帰属する四半期利益は、1,168百万円（前年同期比10.4%増）となりました。

ソリューション別の売上収益につきましては、帳票・文書管理ソリューションは3,088百万円（前年同期比13.6%増）、データエンパワーメントソリューションは1,740百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

（単位：百万円）

ソリューション区分		2019年2月期 第1四半期	2020年2月期 第1四半期	前年同期差	前年同期比
帳票・文書管理 ソリューション	SVF	2,632	2,956	324	12.3%
	SPA	59	101	41	69.9%
	その他	27	30	2	10.6%
	小計	2,719	3,088	369	13.6%
データエンパワーメント ソリューション	Dr. Sum	792	729	△62	△7.9%
	MotionBoard	553	606	53	9.6%
	その他	393	404	10	2.7%
	小計	1,739	1,740	1	0.1%
合計		4,459	4,829	370	8.3%

(帳票・文書管理ソリューション)

当ソリューションは、企業の基幹業務に必須である請求書や納品書等の帳票類を設計・運用を行うソフトウェア及びサービスである「SVF」「SPA」が主な構成要素となっております。「SVF」は、卸小売業を中心に、ソフトウェアライセンスが好調に推移し、売上収益は2,956百万円（前年同期比12.3%増）となりました。「SPA」につきましては、契約獲得が順調に推移し、売上収益は101百万円（前年同期比69.9%増）となりました。

この結果、当ソリューションの売上収益は3,088百万円（前年同期比13.6%増）となりました。

(データエンパワーメントソリューション)

当ソリューションは、企業が保有するデータを統合・処理・分析・可視化する事により、業務の効率化や生産性の向上を実現するソフトウェア及びサービスである「Dr.Sum」「MotionBoard」が主な構成要素となっております。

「Dr.Sum」は、前年の大型案件受注の影響により、売上収益は729百万円（前年同期比7.9%減）と前年を下回る結果となりました。「MotionBoard」は、ソフトウェアライセンスや保守は前年並みとなったものの、クラウドでの契約ユーザー数が順調に増加し、売上収益は606百万円（前年同期比9.6%増）となりました。

この結果、当ソリューションの売上収益は1,740百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第1四半期連結会計期間末における資産は、58,382百万円（前期末比3,679百万円増）となりました。流動資産は6,884百万円（前期末比1,847百万円増）、非流動資産は51,498百万円（前期末比1,832百万円増）となりました。流動資産の増加の主な要因は現金及び現金同等物1,485百万円の増加によるものです。非流動資産の増加の主な要因は、その他の無形資産259百万円の減少があったものの、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」を適用したことに伴って、使用権資産を計上したことによる有形固定資産2,125百万円の増加があったことによるものです。

(負債)

当第1四半期連結会計期間末における負債は、37,943百万円（前期末比2,493百万円増）となりました。流動負債は10,552百万円（前期末比887百万円増）、非流動負債は27,390百万円（前期末比1,605百万円増）となりました。流動負債と非流動負債の増加の主な要因は、使用権資産の計上に伴うリース負債の計上によるその他の金融負債の増加によるものであり、それぞれ888百万円、1,584百万円の増加となりました。

(資本)

当第1四半期連結会計期間末における資本は、20,439百万円（前期末比1,185百万円増）となりました。資本の増加の主な要因は利益剰余金1,205百万円の増加によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、4,923百万円（前期末比1,485百万円増）となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は、1,619百万円（前年同期は60百万円の獲得）となりました。これは主に、法人所得税等の支払額625百万円があったものの、税引前四半期利益1,649百万円、契約負債の増加768百万円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により獲得した資金は、46百万円（前年同期は1,329百万円の使用）となりました。これは主に、投資の売却による収入73百万円を計上したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、176百万円（前年同期は46百万円の使用）となりました。これは主に、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」を適用したことに伴うリース負債の返済による支出175百万円を計上したことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが事業上及び財務上対処すべき課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、510百万円であります。
なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） （2019年5月31日）	提出日現在発行数（株） （2020年2月20日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	31,198,000	31,198,000	非上場	完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は、100株です。
計	31,198,000	31,198,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

2019年5月28日臨時取締役会決議（第6回新株予約権）

決議年月日	2019年5月28日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 153
新株予約権の数（個）※	2,725
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 272,500（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,350（注）2
新株予約権の行使期間※	自 2021年5月29日 至 2029年5月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,350 資本組入額 675
新株予約権の行使の条件※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）4

※ 新株予約権の発行時（2019年5月28日）における内容を記載しております。

（注）1. 新株予約権発行後の新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株である。

当社が新株予約権の割当日後に株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において、権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

2. 新株予約権の行使価額の調整

株式分割又は株式併合を行う場合	調整日	株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時
	行使価額の算出	調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ 1円未満の端数は切り上げ
時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の行使による場合を除く。）	行使価額の算出	調整後行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株} \times 1 \text{株当たりの払込式数} \times \text{金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ 1円未満の端数は切り上げ 既発行株式数は発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) ベスティング等

ベスティングとは、一定の時期の経過と条件の成就により、段階的に本新株予約権を行使することができる権利を確定させ、新株予約権の割当を受けたものに付与する方式をいう。また、ベスティング割合とは、各事業年度においてベスティングされるべき総数のうち、一部だけを付与することとした場合の総数に対する当該一部の比率をいう。

本新株予約権は、当社の各事業年度における連結EBITDA（※1）が目標EBITDAを達成することを条件として、それぞれ本割当日に発行された本新株予約権数の2分の1の割合の個数（1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。）について、最大計2回ベスティングされる。目標EBITDA未達成の場合は、当該事業年度に権利確定の対象であった新株予約権は、放棄されたものとみなすものとする。

※1 「連結EBITDA」とは、当社の各事業年度の連結損益計算書（但し、2016年10月14日以降に当社が新たに連結子会社を取得した場合には、当該連結子会社を除外して作成した連結損益計算書）上の営業利益の額に(i)減価償却費、(ii)のれん償却費、(iii)取締役、執行役員その他の従業員に対する株式報酬及びストックオプション費用相当額、(iv)インセンティブボーナスプランに基づく賞与相当額、(v)カーライル・グループへの経営指導料並びに(vi)WACホールディングス株式会社（以下「買主SPC」という。）が当社の株式全ての譲受け（以下「本取引」という。）のために出損した費用を加算する方法（但し、(vi)については、本取引並びに当社及び買主SPCの間で実行が予定されている吸収合併が同一事業年度に行われた場合に、当該事業年度に関してのみ加算するものとする。）により算出された金額をいう。なお、各事業年度の連結損益計算書の金額については、各年の3月1日から翌年の2月末日までを一事業年度として算出するものとする。なお、当社がCJP WA Holdings, L.P.と協議の上会計基準を変更する場合、当社が2015年2月期に係る財務諸表作成の際に適用した会計基準にて連結EBITDAを算出するものとする。

※2 以下の事由に該当する場合、ベスティング割合は以下のとおり変更される。

1. 新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合、当該時点以降のベスティング割合は、前項記載のベスティング割合以下の割合で、かつ、当社の取締役会においてその合理的な裁量により決定した割合とする。
2. 新株予約権者が当社の取締役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。
3. 前二項にかかわらず、以下の事由が発生した場合には、以下の事由の発生時に、その時点において本新株予約権のうちベスティングされていない残りの本新株予約権は全てベスティングされるものとする（但し、当該時点において前項によってベスティング割合が減少したことによりベスティングが行われないことが確定した部分を除く。）。
 - (1) 譲渡請求エグジットに該当する場合。
 - (2) 過半数譲渡エグジット時に該当する場合。
 - (3) 新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合。

- (2) ベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使ができる。各エグジット事由に該当する場合における、①新株予約権者が本新株予約権を行使することが可能となる最初の日（以下「権利行使可能日」という。）及び②権利行使可能日以降において権利行使をすることができる本新株予約権の数の上限（以下「権利行使可能新株予約権数」という。）は、以下のとおりとする。

エグジット事由の種類	権利行使可能日	権利行使可能新株予約権数
上場エグジット (本株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場又は店頭登録された場合)	(i) 上場日又は登録日（但し、上場日又は登録日においてベスティングされていない本新株予約権については、そのベスティングされる日）及び(ii) 本新株予約権の行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	本新株予約権を行使する日においてベスティング済みの本新株予約権の数
譲渡請求エグジット (i) CJP WA Holdings, L.P. が、その保有する本株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、(ii) その結果CJP WA Holdings, L.P. の保有する本株式の数が、2016年4月8日時点で保有する本株式の数の50%未満となる場合（当該譲渡前においてCJP WA Holdings, L.P. が保有する本株式の数が本締結日時点で保有する本株式の数の50%未満である場合も含む。）であって、(iii) 株主間覚書に基づき、CJP WA Holdings, L.P. が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（Drag Along）を行使した場合	(i) CJP WA Holdings, L.P. が保有する本株式の全部又は一部の譲渡実行日及び(ii) 本新株予約権の行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	CJP WA Holdings, L.P. から第三者への本株式の譲渡の実行日においてベスティング済みの新株予約権全部
過半数譲渡エグジット 上場エグジットに該当しない場合であって、(i) CJP WA Holdings, L.P. が第三者に対する本株式の譲渡を希望する場合で、(ii) 譲渡請求エグジットに該当する譲渡請求権が行使されず、かつ(iii) 当該譲渡の結果、譲渡済割合が50%超となる場合（但し、CJP WA Holdings, L.P. が保有する本株式が担保権の実行（任意売却を含む。）により処分される場合を除く。）	過半数譲渡エグジットに該当することとなる本株式の譲渡実行日	CJP WA Holdings, L.P. から第三者への本株式の譲渡実行日において新株予約権者にベスティング済みの新株予約権の数に譲渡済割合を乗じた数（1個未満の新株予約権については、これを切り捨てる。）のうち、株主間覚書に基づき、新株予約権者がCJP WA Holdings, L.P. に対して本株式の譲渡への参加を請求する権利（Tag Along）を行使した本株式に相当する新株予約権数

- (3) 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使期間において、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、その保有する本新株予約権の全部について権利行使できない。
- ① 行使価格を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
 - ② 行使価格を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
 - ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合に、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式1株当たりの評価額が、権利行使価額を下回った場合
 - ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の終値が、行使価格を下回る価格となった場合
4. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記に定める新株予約権の行使時の払込金額及び上記（注）2に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
現在の発行内容に準じて決定する。

決議年月日	2019年5月28日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員	1
	当社従業員	1
新株予約権の数（個）※	800	
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 80,000（注）2	
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	1,350（注）3	
新株予約権の行使期間※	自 2021年5月29日 至 2029年5月28日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格	1,350
	資本組入額	675
新株予約権の行使の条件※	（注）4	
新株予約権の譲渡に関する事項※	新株予約権の譲渡は取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注）5	

※ 新株予約権の発行時（2019年5月28日）における内容を記載しております。

（注）1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき4,000円で有償発行しております。

2. 新株予約権発行後の新株予約権の目的となる株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は100株である。

当社が新株予約権の割当日後に株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は、次の算式により調整され、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で各新株予約権の行使により交付される株式の数は適切に調整される。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において、権利行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われる。

3. 新株予約権の行使価額の調整

株式分割又は株式併合を行う場合	調整日	株式分割の場合は株式分割のための株式割当日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時
	行使価額の算出	調整後行使価額＝調整前行使価額× $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$ 1円未満の端数は切り上げ
時価を下回る価額で当社普通株式を発行又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（本新株予約権の行使による場合を除く。）	行使価額の算出	調整後行使価額＝ $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込式数} \times \text{金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$ 1円未満の端数は切り上げ 既発行株式数は発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数

上記のほか、新株予約権の割当日後に当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式の無償割当てを行う場合その他行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要かつ合理的な範囲で適切に調整を行うものとする。

4. 新株予約権の行使条件

(1) ベスティング等

ベスティングとは、一定の時期の経過と条件の成就により、段階的に本新株予約権を行使することができる権利を確定させ、新株予約権の割当を受けたものに付与する方式をいう。また、ベスティング割合とは、各事業年度においてベスティングされるべき総数のうち、一部だけを付与することとした場合の総数に対する当該一部の比率をいう。

本新株予約権は、当社の各事業年度における連結EBITDA（※1）が目標EBITDAを達成することを条件として、それぞれ本割当日に発行された本新株予約権数の2分の1の割合の個数（1個未満の本新株予約権については、これを切り捨てる。）について、最大計2回ベスティングされる。目標EBITDA未達成の場合は、当該事業年度に権利確定の対象であった新株予約権は、放棄されたものとみなすものとする。

※1 「連結EBITDA」とは、当社の各事業年度の連結損益計算書（但し、2016年10月14日以降に当社が新たに連結子会社を取得した場合には、当該連結子会社を除外して作成した連結損益計算書）上の営業利益の額に(i)減価償却費、(ii)のれん償却費、(iii)取締役、執行役員その他の従業員に対する株式報酬及びストックオプション費用相当額、(iv)インセンティブボーナスプランに基づく賞与相当額、(v)カーライル・グループへの経営指導料並びに(vi)WACホールディングス株式会社（以下「買主SPC」という。）が当社の株式全ての譲受け（以下「本取引」という。）のために出損した費用を加算する方法（但し、(vi)については、本取引並びに当社及び買主SPCの間で実行が予定されている吸収合併が同一事業年度に行われた場合に、当該事業年度に関してのみ加算するものとする。）により算出された金額をいう。なお、各事業年度の連結損益計算書の金額については、各年の3月1日から翌年の2月末日までを一事業年度として算出するものとする。なお、当社がCJP WA Holdings, L.P. と協議の上会計基準を変更する場合、当社が2015年2月期に係る財務諸表作成の際に適用した会計基準にて連結EBITDAを算出するものとする。

※2 以下の事由に該当する場合、ベスティング割合は以下のとおり変更される。

1. 新株予約権者の当社における役職が本割当日現在より下位となった場合、当該時点以降のベスティング割合は、前項記載のベスティング割合以下の割合で、かつ、当社の取締役会においてその合理的な裁量により決定した割合とする。
2. 新株予約権者が当社の取締役、執行役員若しくは使用人のいずれの地位も失った場合、又は新株予約権者が死亡した場合は、当該時点以降のベスティング割合は0%とする。
3. 前二項にかかわらず、以下の事由が発生した場合には、以下の事由の発生時に、その時点において本新株予約権のうちベスティングされていない残りの本新株予約権は全てベスティングされるものとする（但し、当該時点において前項によってベスティング割合が減少したことによりベスティングが行われないことが確定した部分を除く。）。
 - (1) 譲渡請求エグジットに該当する場合。
 - (2) 過半数譲渡エグジット時に該当する場合。
 - (3) 新株予約権者が当社を退社し、かつ、当社の取締役会がベスティングを認めた場合。

- (2) ベスティング済みの本新株予約権は、エグジット事由のいずれかに該当する場合に限り権利行使ができる。各エグジット事由に該当する場合における、①新株予約権者が本新株予約権を行使することが可能となる最初の日（以下「権利行使可能日」という。）及び②権利行使可能日以降において権利行使をすることができる本新株予約権の数の上限（以下「権利行使可能新株予約権数」という。）は、以下のとおりとする。

エグジット事由の種類	権利行使可能日	権利行使可能新株予約権数
上場エグジット (本株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場又は店頭登録された場合)	(i)上場日又は登録日(但し、上場日又は登録日においてベスティングされていない本新株予約権については、そのベスティングされる日)及び(ii)本新株予約権の行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	本新株予約権を行使する日においてベスティング済みの本新株予約権の数
譲渡請求エグジット (i)CJP WA Holdings, L.P.が、その保有する本株式の全部又は一部を第三者に対して譲渡し、(ii)その結果CJP WA Holdings, L.P.の保有する本株式の数が、2016年4月8日時点で保有する本株式の数の50%未満となる場合(当該譲渡前においてCJP WA Holdings, L.P.が保有する本株式の数が本締結日時点で保有する本株式の数の50%未満である場合も含む。)であって、(iii)株主間覚書に基づき、CJP WA Holdings, L.P.が新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利(Drag Along)を行使した場合	(i)CJP WA Holdings, L.P.が保有する本株式の全部又は一部の譲渡実行日及び(ii)本新株予約権の行使期間の始期のうち、いずれか遅く到来する日	CJP WA Holdings, L.P.から第三者への本株式の譲渡の実行日においてベスティング済みの新株予約権全部
過半数譲渡エグジット 上場エグジットに該当しない場合であって、(i)CJP WA Holdings, L.P.が第三者に対する本株式の譲渡を希望する場合で、(ii)譲渡請求エグジットに該当する譲渡請求権が行使されず、かつ(iii)当該譲渡の結果、譲渡済割合が50%超となる場合(但し、CJP WA Holdings, L.P.が保有する本株式が担保権の実行(任意売却を含む。)により処分される場合を除く。)	過半数譲渡エグジットに該当することとなる本株式の譲渡実行日	CJP WA Holdings, L.P.から第三者への本株式の譲渡実行日において新株予約権者にベスティング済みの新株予約権の数の譲渡済割合を乗じた数(1個未満の新株予約権については、これを切り捨てる。)のうち、株主間覚書に基づき、新株予約権者がCJP WA Holdings, L.P.に対して本株式の譲渡への参加を請求する権利(Tag Along)を行使した本株式に相当する新株予約権数

- (3) 新株予約権者が保有するベスティング済みの本新株予約権は、本新株予約権の行使時点において、当社又は当社の子会社の役員、執行役員又は使用人である場合に限り、権利行使することができるものとする。但し、①当該新株予約権者が死亡した場合において、その相続人が次項に従い本新株予約権を行使する場合、②当該新株予約権者が(i)当社の都合により、当社若しくは当社の子会社を退職した場合又は(ii)任期満了若しくは定年により、当社若しくは当社の子会社の取締役、執行役員若しくは使用人のいずれでもなくなった場合、③その他正当な理由があると当社の取締役会が認めた場合は、この限りでない(いずれも、無償取得される旨決定された本新株予約権を除く。)

- (4) 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人が相続開始日から3ヶ月以内に、本新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知することを条件として、本新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、かかる通知の日から1ヶ月(但し、新株予約権者に対してその旨書面により通知することを条件として、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を合理的な期間に短縮することができる。)を経過した後に限り、かつベスティング済みのもの限り、相続した本新株予約権を第1項の規定に従い、行使することができる(ただし無償取得される旨決定された本新株予約権を除く。)

- (5) 前項の規定にかかわらず、新株予約権者は、権利行使期間において、次のいずれかの事由が生じた場合、当該事由発生日以降は、その保有する本新株予約権の全部について権利行使できない。
- ① 行使価格を下回る価格を発行価格とする当社の普通株式の発行又は自己株式の処分が行われた場合（但し、払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
 - ② 行使価格を下回る価格を対価として当社の普通株式の売買その他の処分が行われた場合（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
 - ③ 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合に、1年に一回を目途に、別途当社が合理的に指名する国内における著名な第三者算定機関が適切な株式価値評価方法を用いて算定した当社の普通株式1株当たりの評価額が、権利行使価額を下回った場合
 - ④ 新株予約権の目的である当社の普通株式が国内外のいずれかの金融商品取引所に上場され、かつ当該金融商品取引所における当社の普通株式の終値が、行使価格を下回る価格となった場合
5. 当社が組織再編成行為を行う場合は、組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権の権利者に対して、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記に定める新株予約権の行使時の払込金額及び上記（注）3に準じて決定する。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容
新株予約権の内容に準じて、組織再編成行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
 - (7) 取締役会による譲渡承認について
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
 - (8) 組織再編成行為の際の取扱い
現在の発行内容に準じて決定する。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
2019年3月1日～ 2019年5月31日	—	31,198,000	—	200	—	50

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 31,198,000	311,980	1単元の株式数は、100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	31,198,000	—	—
総株主の議決権	—	311,980	—

② 【自己株式等】

2019年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：千円)

	注記	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		3,437,970	4,923,620
営業債権及びその他の債権		1,272,269	1,505,015
その他の金融資産		9,730	17,168
その他の流動資産		317,412	438,690
流動資産合計		5,037,382	6,884,495
非流動資産			
有形固定資産	3	1,330,074	3,455,869
のれん	6	27,221,576	27,196,150
その他の無形資産	6	19,197,128	18,937,295
その他の金融資産		1,908,533	1,899,293
その他の非流動資産		9,105	9,822
非流動資産合計		49,666,418	51,498,431
資産合計		54,703,801	58,382,926
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	7	659,495	485,304
契約負債		5,370,038	5,954,783
短期借入金		1,498,649	1,499,099
未払法人所得税		629,111	459,009
その他の金融負債	3	48,080	936,743
その他の流動負債		1,460,022	1,218,055
流動負債合計		9,665,396	10,552,995
非流動負債			
長期借入金		20,444,684	20,448,559
引当金		130,378	130,498
その他の金融負債	3	—	1,584,177
繰延税金負債		5,209,811	5,227,493
非流動負債合計		25,784,874	27,390,728
負債合計		35,450,271	37,943,724
資本			
資本金		200,000	200,000
資本剰余金		11,124,874	11,124,874
その他の資本の構成要素		148,540	129,127
利益剰余金		7,779,987	8,985,025
親会社の所有者に帰属する持分合計		19,253,401	20,439,027
非支配持分		127	174
資本合計		19,253,529	20,439,202
負債及び資本合計		54,703,801	58,382,926

(2) 【要約四半期連結損益計算書及び要約四半期連結包括利益計算書】

【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
売上収益	8	4,459,030	4,829,341
人件費		△1,073,812	△1,095,080
研究開発費		△406,365	△510,992
外注・業務委託料		△360,055	△311,819
支払手数料		△121,785	△209,469
その他の営業収益		15,602	2,518
その他の営業費用	9	△1,026,295	△1,017,003
営業利益		1,486,317	1,687,494
金融収益		11,689	2,800
金融費用		△39,592	△40,833
税引前四半期利益		1,458,415	1,649,461
法人所得税費用		△400,536	△481,392
四半期利益		1,057,878	1,168,068
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		1,058,057	1,168,021
非支配持分		△178	47
四半期利益		1,057,878	1,168,068
1株当たり四半期利益	10		
基本的1株当たり四半期利益(円)		33.91	37.43
希薄化後1株当たり四半期利益(円)		-	-

【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
四半期利益	1,057,878	1,168,068
その他の包括利益		
純損益に振り替えられることのない項目		
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	78,838	44,673
純損益に振り替えられることのない項目		
合計	78,838	44,673
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
在外営業活動体の換算差額	△18,535	△26,346
純損益に振り替えられる可能性のある項目		
合計	△18,535	△26,346
税引後その他の包括利益	60,302	18,327
四半期包括利益	1,118,181	1,186,395
四半期包括利益の帰属		
親会社の所有者	1,118,360	1,186,348
非支配持分	△178	47
四半期包括利益	1,118,181	1,186,395

(3) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間（自 2018年3月1日 至 2018年5月31日）

(単位：千円)

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			在外営業活動 体の換算差額	新株予約権	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産
2018年3月1日時点の残高	200,000	12,528,784	△6,884	12,219	△31,798
四半期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	△18,535	—	78,838
四半期包括利益合計	—	—	△18,535	—	78,838
株式報酬取引	—	—	—	2,063	—
所有者との取引額合計	—	—	—	2,063	—
2018年5月31日時点の残高	200,000	12,528,784	△25,420	14,283	47,039

注記	親会社の所有者に帰属する持分				
	その他の資本の 構成要素		合計	非支配持分	合計
	合計	利益剰余金			
2018年3月1日時点の残高	△26,463	4,486,629	17,188,950	702	17,189,653
四半期利益	—	1,058,057	1,058,057	△178	1,057,878
その他の包括利益	60,302	—	60,302	—	60,302
四半期包括利益合計	60,302	1,058,057	1,118,360	△178	1,118,181
株式報酬取引	2,063	—	2,063	—	2,063
所有者との取引額合計	2,063	—	2,063	—	2,063
2018年5月31日時点の残高	35,903	5,544,687	18,309,374	523	18,309,898

親会社の所有者に帰属する持分					
注記	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			在外営業活動 体の換算差額	新株予約権	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測 定する金融資 産
2019年3月1日時点の残高	200,000	11,124,874	△28,484	20,696	156,328
会計方針の変更による累積 的影響額	3	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した 期首残高	200,000	11,124,874	△28,484	20,696	156,328
四半期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	△26,346	—	44,673
四半期包括利益合計	—	—	△26,346	—	44,673
利益剰余金への振替	—	—	—	—	△38,988
株式報酬取引	—	—	—	1,248	—
所有者との取引額合計	—	—	—	1,248	△38,988
2019年5月31日時点の残高	200,000	11,124,874	△54,830	21,945	162,012

親会社の所有者に帰属する持分					
注記	その他の資本の 構成要素		合計	非支配持分	合計
	合計	利益剰余金			
2019年3月1日時点の残高	148,540	7,779,987	19,253,401	127	19,253,529
会計方針の変更による累積 的影響額	3	—	△1,971	—	△1,971
会計方針の変更を反映した 期首残高	148,540	7,778,015	19,251,429	127	19,251,557
四半期利益	—	1,168,021	1,168,021	47	1,168,068
その他の包括利益	18,327	—	18,327	—	18,327
四半期包括利益合計	18,327	1,168,021	1,186,348	47	1,186,395
利益剰余金への振替	△38,988	38,988	—	—	—
株式報酬取引	1,248	—	1,248	—	1,248
所有者との取引額合計	△37,739	38,988	1,248	—	1,248
2019年5月31日時点の残高	129,127	8,985,025	20,439,027	174	20,439,202

(4) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 注記 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期利益	1,458,415	1,649,461
減価償却費及び償却費	297,317	465,678
金融収益	△1,721	△2,902
金融費用	38,856	40,833
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)	△389,070	△232,745
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)	△271,729	△174,190
契約負債の増減額 (△は減少)	493,524	768,745
その他	△237,931	△235,319
小計	1,387,661	2,279,560
利息及び配当金の受取額	566	562
利息の支払額	△34,054	△34,794
法人所得税等の支払額	△1,293,178	△625,735
営業活動によるキャッシュ・フロー	60,995	1,619,591
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△519,066	△8,883
無形資産の取得による支出	△9,595	△17,905
敷金及び保証金の差入による支出	△1,053	△1,126
投資の取得による支出	△803,539	—
投資の売却による収入	—	73,860
その他	3,519	862
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,329,735	46,807
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入金の返済による支出	△46,889	—
リース負債の返済による支出	—	△175,875
その他	—	△739
財務活動によるキャッシュ・フロー	△46,889	△176,615
現金及び現金同等物に係る換算差額	△3,049	△4,134
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,318,678	1,485,650
現金及び現金同等物の期首残高	4,722,246	3,437,970
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,403,568	4,923,620

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ウイングアーク1st株式会社（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であり、その登記されている本社は東京都港区に所在しております。当社の要約四半期連結財務諸表は、2019年5月31日を期末日として、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）により構成されております。

当社グループは、パッケージソフトである帳票システム及びBI製品の開発、販売及びそれらに係る保守・サービスの提供を行うことを主な事業としております。

2. 作成の基礎

(1) 国際会計基準（IFRS）に準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しております。当社は四半期連結財務諸表規則第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしていることから、同第93条の規定を適用しております。

なお、要約四半期連結財務諸表は、年度の連結財務諸表で要求されるすべての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて使用されるべきものであります。

本要約四半期連結財務諸表は、2019年7月12日に代表取締役社長田中潤及び最高財務責任者藤本泰輔によって承認されております。

(2) 測定的基础

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した重要な会計方針と同一であります。

なお、当第1四半期連結累計期間の法人所得税費用は、年間の見積実効税率に基づいて算定しております。

(IFRS第16号「リース」の適用)

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より、IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号は、リース取引の借手について、従前のIAS第17号を改定するものであり、オペレーティング・リースとファイナンス・リースの区分を廃止し、単一モデルに基づいて全ての重要なリース取引に関連する資産・負債を計上することを規定しております。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリース契約について、IFRS第16号の適用開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債は、残存リース料を適用開始日現在の借手の追加借入利率率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されたリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は、0.2%であります。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。また、リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。

使用権資産は、IFRS第16号がリースの開始日から適用されていた場合のリース負債の当初測定額を基準にして、前払リース料、リース・インセンティブ等を調整した額で測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。使用権資産は、リース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、開始日からリース期間にわたり定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース期間が12か月以内の短期リース及び少額リースについては、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料はリース期間にわたり定額法により費用として認識しております。

IFRS第16号への移行により、適用開始日の連結財政状態計算書において、使用権資産やリース債権などのリース関連の資産として2,343,468千円及びリース負債として2,503,243千円を計上しております。使用権資産は有形固定資産、リース債権はその他の金融資産、リース負債はその他の金融負債に含めて表示しております。

前連結会計年度末現在でIAS第17号を適用して開示したオペレーティング・リース契約と連結財政状態計算書に認識した適用開始日現在のリース負債の調整表は以下のとおりであります。

(単位：千円)

2019年2月28日現在で開示したオペレーティング・リース契約	2,378,992
2019年2月28日現在で開示したオペレーティング・リース契約（追加借入利率で割引後）	2,370,552
IFRS第16号の適用により、リース期間の見直しを行ったことによる影響	160,157
短期リース及び少額資産のリース	△27,465
2019年3月1日現在のリース負債	2,503,243

IFRS第16号の適用にあたっては、過去の各報告期間の遡及修正は行わず、経過措置として認められている、本基準の適用による累積的影響を適用開始日（2019年3月1日）の利益剰余金期首残高の調整として認識する方法を採用しております。

なお、当社グループは、IFRS第16号の適用に際し、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・特性が合理的に類似したリースのポートフォリオに単一の割引率を適用
- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースを短期リースとして会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外
- ・契約がリースの延長または解約するオプションを含む場合のリース期間の算定において、事後的判断を使用

4. 重要な会計上の判断、見積り及び仮定

当社グループは、要約四半期連結財務諸表を作成するために、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、会計上の見積り及び仮定を用いております。見積り及び仮定は、過去の実績や状況に応じ合理的だと考えられる様々な要因に基づく経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら実際の結果は、その性質上、見積り及び仮定と異なることがあります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されております。これらの見積りの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識されます。

本要約四半期連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断、見積り及び仮定は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. セグメント情報

当社グループは、データエンパワーメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

6. のれん及びその他の無形資産

のれん及びその他の無形資産の帳簿価額の増減は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	のれん	その他の無形資産
2019年3月1日 残高	27,221,576	19,197,128
取得	—	2,550
償却費	—	△262,394
為替換算差額	△25,425	11
2019年5月31日 残高	27,196,150	18,937,295

7. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
買掛金	203,987	179,770
未払金	455,507	305,533
合計	659,495	485,304

8. 売上収益

売上収益の分解は以下のとおりであります。

(単位：千円)

ソリューション別	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
帳票・文書管理ソリューション		
SVF	2,632,032	2,956,806
SPA	59,488	101,055
その他	27,855	30,817
小計	2,719,376	3,088,678
データエンパワーメントソリューション		
Dr. Sum	792,622	729,982
MotionBoard	553,354	606,446
その他	393,676	404,234
小計	1,739,654	1,740,663
合計	4,459,030	4,829,341

当社グループは、情報活用をキーワードに社会活動から発生する様々な情報を統合・再構築することにより、新しい価値を生み出すソフトウェア製品及びサービスの提供を行っております。

当社グループのソフトウェア製品及びサービスは、販売・提供だけでなく保守契約やサービス利用契約のような継続的な契約を前提としています。これは、導入企業が増加するにつれて年々売上が積みあがるリカーリングモデルと呼ばれる収益モデルであり、当社グループの収益の安定化に大きく貢献しております。

当社グループが営んでいる企業の基幹業務を支える帳票・文書管理ソリューションと今までにない新たな価値を生み出すデータエンパワーメントソリューションに関連するライセンス付与による各ソフトウェア製品の販売は、顧客にライセンスの使用権を付与した時点で予め契約に基づいた金額（独立販売価格）に従って収益を計上しております。

製品の技術支援サービスや導入に向けたソリューションサービスについては、支援やコンサルティングサービス期間にわたり履行義務を提供しているため、個別の契約によって定められた金額（独立販売価格）に基づいて当該サービスの提供に応じて収益を認識しております。

製品機能のクラウドによるサービス提供については、契約で定められた期間にわたりサービスの利用を可能にする義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、サービス毎に定められた契約金額（独立販売価格）を契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。これらは契約で定められた通常短期の支払期限に基づいて支払いを受けています。

製品の保守サービスについては、予め定められた契約期間に基づいて、一定のサポートサービスを提供するものであり、当該期間にわたり顧客に当該サービスを提供する履行義務を負っています。当該履行義務は期間定額であり時の経過につれて充足される履行義務と判断されるため、サービス毎に定められた契約金額（独立販売価格）を契約期間に応じて期間均等額で収益を計上しております。取引の対価は通常支払期限に基づいて支払いを受けるものの他に履行義務の充足前に契約金額を前受するものもあります。その場合、通常は1年分を前受しますが、個別に1年超の契約期間を締結する場合があります。

当社グループでは、変動対価や重大な金融要素及び返品並びに返金義務が重要となる取引は行っておりません。

9. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
減価償却費及び償却費	297,317	465,678
マーケティング費用	79,709	87,634
その他	649,268	463,690
合計	1,026,295	1,017,003

(注) 前第1四半期連結累計期間において、その他の営業費用の内訳として記載しておりました「地代家賃」は、IFRS第16号の適用により金額的重要性が乏しくなったため、当第1四半期連結累計期間より「その他」に含めております。なお、前第1四半期連結累計期間の「地代家賃」は190,209千円であります。また、「減価償却費及び償却費」が前第1四半期連結累計期間に比べ大幅に増加した要因も同様にIFRS第16号の適用によるものであります。

10. 1株当たり利益

基本的1株当たり四半期利益及びその算定上の基礎は、以下のとおりであります。

希薄化後1株当たり四半期利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当社は、2018年8月31日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、基本的1株当たり四半期利益を算定しております。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (千円)	1,058,057	1,168,021
発行済普通株式の加重平均株式数 (株)	31,198,000	31,198,000
基本的1株当たり四半期利益 (円)	33.91	37.43

11. 金融商品

(1) 金融商品の帳簿価額及び公正価値

金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりであります。

なお、敷金及び保証金以外の償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は、帳簿価額と近似しているため含めておりません。また、経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
<金融資産> 償却原価で測定する金融商品 その他の金融資産 敷金及び保証金	790,907	773,640	791,275	784,083

敷金及び保証金の公正価値については、その将来キャッシュ・フローを市場金利等で割引いた現在価値により算定しております。また、敷金及び保証金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

(2) 金融商品の公正価値ヒエラルキー

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に使用したインプットの観察可能性及び重要性に応じ、公正価値ヒエラルキーを以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における市場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

前連結会計年度（2019年2月28日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 出資金	-	-	71,451	71,451
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産 株式	971,520	-	74,654	1,046,174
合計	971,520	-	146,105	1,117,625

当第1四半期連結会計期間（2019年5月31日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 出資金	-	-	70,478	70,478
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産 株式	1,032,000	-	3,506	1,035,506
合計	1,032,000	-	73,984	1,105,984

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、振替を生じさせた事象又は状況の変化が生じた日に認識しております。前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、公正価値レベル1とレベル2の間における振替は行われておりません。

レベル3に分類される金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産のうち、活発な市場における公表価格が入手できない金融商品であります。公正価値を算定するに際しては、投資先の1株当たり純資産簿価情報等を利用し、適切な評価技法を使用しております。また、その結果は適切な責任者がレビュー及び承認しております。レベル3に分類された金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の著しい公正価値の増減は無いと判断しております。

各四半期連結累計期間におけるレベル3に分類された経常的に公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
期首残高	87,517	146,105
利得及び損失合計		
純損益(注1)	1,154	△973
その他の包括利益(注2)	530	2,712
売却	—	△73,860
四半期末残高	89,202	73,984

(注1) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結損益計算書の「金融収益」及び「金融費用」に含まれております。純損益に認識した利得又は損失のうち、四半期連結会計期間末において保有する金融資産に係るものは、前第1四半期連結累計期間及び当第1四半期連結累計期間において、それぞれ1,154千円及び△973千円であります。

(注2) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、要約四半期連結包括利益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に含まれております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書


2019年10月31日

ウイングアーク1st株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

市瀬 俊司 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

湯浅 敦 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウイングアーク1st株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ウイングアーク1st株式会社及び連結子会社の2019年5月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績並びに第1四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上